

昭和四年七月五日

木川友禪工場主木川新次郎君。因東京美術友禪工組合代表出口君一部ハ双方合意ノ上昭和四年二月一日付東京協約ノ内工賃及休業等當ラ九氣期間中廃止ニ充テ支給方法ニ依リテノ下ス

- 一、実務期間七月六日ヨリ八月末日ニ至ル間報時日者職工一日一名参考
- 二、徒勞半額 助手七十錢
- 三、勤務時間 始業時間
午七時ヨリ 午後五時迄トス

備考

従前迄ハ仕子ノ全部ハ受取ルコト一日五冊或ハ二冊ニシテ收入不
同4%

以上

別記(三)

西女一求書

- 一、現在ノ職工ヲ下ノ使用ニシテ 確認セラレタリ
- 二、使用人々ノ内ハ現在ノ協約ニ依リ行ハラレタリ
- 三、賃金値下(削減)ハ撤回セ
- 四、工場主が義理更セラレタリ 協約定ラ新工場主ニ継承セシメレタリ
- 五、八月二日以後休業年當ラ支給セシメ
- 六、年議書用ラ支弁セラレタリ

右要求候也

昭和四年八月十日

関東美術友仙工組合
本部理事 会印

木川新次郎 殿